

令和 2 年 10 月 12 日

各部課等の長 殿

総務部長

令和 3 年度予算編成方針について

1. 経済情勢等

内閣府が 9 月 8 日に発表した令和 2 年 4～6 月期の実質国内総生産(GDP)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年率換算でマイナス 28.1%の減となり、リーマンショック時の平成 21 年 1 月～3 月の落ち込み幅を上回り、過去最大の下落幅となった。個人消費は、緊急事態宣言下の 4・5 月を底に、一部に足踏みも見られるものの、持ち直しの兆しを見せているが、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻ることは難しいことから、依然として非常に厳しい状況にある。

2. 国政の動向等

国は、例年の「予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」いわゆる「概算要求基準」の閣議了解を行わず、「令和 3 年度予算の概算要求の具体的な方針について」に基づき、財務大臣が閣議で方針を説明するにとどめ、簡素化を図った。

令和 3 年度予算の要求額は前年度同額を基本とし、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望ができることとし、例年示される、重点施策に対する特別枠の設定も見送られたところである。

また、これまで継続して行ってきた歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄の徹底排除を行いつつ、予算の中身を大胆に重点化するように求めている。

一方、高齢化に伴う年金・医療等にかかる自然増や社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加については、予算編成過程で検討することとし、中小・小規模事業所及び中堅・大企業等の資金繰り支援などの真に必要なとされる資金需要には的確に対応するよう示されている。

このような中、例年より遅い 9 月 30 日に締め切られた概算要求の総額は、7 年連続で 100 兆円を超えている。また、新型コロナウイルス感染症対策や高齢化による社会保障費の自然増などを事項要求としているため、最終的な予算規模はさらに膨らみ過去最大を更新する可能性もあり、国の目指す財政再建の目標達成までの道のりは非常に険しい情勢である。

3.本市の財政状況等

令和元年度決算は、固定資産税の堅調な伸びが市民税の減収を補い、100億円を堅持した。普通交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な交付税も前年度同水準を維持し、一般財源総額は1億円を超える増収となったが、要因の大宗を占めるのは、幼児教育・保育無償化の実施に伴い措置された地方特例交付金の増であり、地方消費税交付金は約4,400万円減収しており、景気回復に裏打ちされた力強いものとは言い難い。

歳出は、幼児教育・保育無償化が開始されたほか、障がい者自立支援給付事業も依然として伸びており、扶助費の増加基調が継続している。また、高齢化により介護保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金も増加している。

厳しい財政状況を受け、一般財源基金である減債基金の取崩しを昨年度に続き実施しており、基金積立金は、平成29年度から約11億円減少するなど、基金に依存した財政運営が続いている。

「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」で示す各指標も、経常収支比率が94.8%と、依然として高水準で推移しており、積立金残高比率は35.8%と急激に下降、実質債務残高比率も、198.8%と前年度から若干上昇している。

令和2年度の財政収支見通しであるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、市税収入は減収となる見通しであり、収納率の悪化や消費活動の自粛による地方消費税交付金の下振れリスクも顕在化し、一般財源の減収規模はいまだに見通せないところである。

一方、歳出は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源の柱とした、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算を通常とは別に7回調製するなど、その対応に追われている。緊急事態宣言に伴う公共施設の利用制限やイベント等の中止に伴う経費の減を見込むが、反面、外出自粛等によるコミュニティバス運行補償金などの増が見込まれる。また、本年度から平年化した子どものための教育・保育給付費の不足も見込まれており、その他、相次ぐ災害等に対する防災対応、老朽施設の修繕など追加の財政需要を想定する必要もあり、慎重な財政運営が求められている。

4.令和3年度の予算編成の進め方

このような状況の中、令和3年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、「令和3年度予算編成における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1)令和3年度は、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン(以下、戦略プラン)の集大成と位置づけ、これまでの歩みを緩めることなく、プランに掲げた目標の1日でも早い実現に向け、戦略に沿った施策を展開するための取組を実行すること。ただし、厳しい財

政状況に留意し、各種施策の成果検証を行い、必要性、費用対効果等を整理し、より質の高い予算要求とすること。

(2) 義務的経費・経常的経費については、基本的な住民サービスの水準を維持できるよう、費用対効果を把握し、事業内容や事業主体等の適否を検証すること。なお、前年度要求から導入した、一般行政経費に対する一般財源額の枠配分を継続することとし、各部等で、制度の見直し、優先順位付けを行い、範囲内の要求に収めるよう努めること。また、社会保障関係費等における、「自然増」「当然増」は安易に過大に見積もることなく、抑制に努めること。

(3) 政策的経費・投資的経費については、「中期事業計画」(「戦略プラン掲載事業」「インフラ整備等」「施設更新」「情報システム」分)における一次査定を経たもの(以下、概算要望等承認事業)のみ、予算要求をできるものとする。

なお、概算要望等承認事業であっても、枠配分に含むことから、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選することに留意すること。

(4) 新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保される事業とし、単独事業にあっては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限ること。

(5) 新型コロナウイルス対策予算については、感染拡大防止及び新しい生活様式への取組に留意したうえ、枠配分とは別に要求できるものとする。

以上を踏まえ、真に必要な事業に効果的に予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5. 令和3年度の予算編成の留意事項

(1) 条例による財政運営影響額の試算等の義務付け(条例第19条)

龍ヶ崎市は「財政運営の基本指針等に関する条例」を制定し、財政の健全化に取り組んでいる。総事業費が公共施設(庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館などの建築物)で1億円以上、社会基盤施設(道路、河川、橋りょう、下水道、公園など)で2億円以上の新設、更新、大規模改造等をしようとする場合は、財政運営影響額の試算結果(向こう30年間)及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けているので留意すること。

(2) 公共施設の管理の最適化(条例第9条)

公共施設により提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の用途及び利用環境の改善、

運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており、公共施設再編成の基本方針に留意し、長期的見通しのもと、施設の適正管理に必要な予算を要求すること。

また、利用実態を踏まえた利用環境の改善、管理運営の効率化、管理業務に留まらない新たな活用策、高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

(3) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収(収納)率の向上は、財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また、公共サービスの財源は、市税などにより広く負担されることが大原則であり、担税力のある者が納税せず、公共サービスを享受することは、公平性を著しく損なうものであり、目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ、引き続き適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また、使用料等は、その利用者と非利用者との負担の公平性については、利用者の応分の負担によって初めて非利用者との負担の公平性が確保されるという視点から、受益者負担の適正化について精査するとともに、適正な債権管理に努めること。

(4) その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあつては、仕様書・設計書の創意工夫をはじめ、発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また、特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあつては、自主独立を旨とする経営力強化の取組を引き続き促進すること。

さらに、本市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても、本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

国や県の制度改正や動向に十分留意することとし、常に最新の情報を収集すること。

6. おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが、実際の事業について市民のニーズを把握し、内容に精通しているのは予算を要求する事業課である。予算要求にあたっては、市民のために事業を効果的に進めるため最善と思われる予算を計上されたい。